

協力医療機関について

1. 入所者の症状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
2. 施設からの求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している。
3. 入所者の症状が急変した場合等に、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れられる体制を確保している。